

2019年2月

## 経営者保証ガイドラインの活用（その②）

前号に引き続き、本号においては、事業承継の際に問題となる経営者保証の適切な処理の方法について、経営者保証ガイドラインに沿って、同ガイドラインの第7項を中心に、その概要をご紹介します。

（承前）

### 6 主債務者が債務過多で債務の圧縮等を行う必要性が高い場合における保証債務の処理について

#### (1) はじめに

次にご紹介するのは、主債務者が債務過多で債務の圧縮等を行う必要性が高い場合において、現経営者の保証債務を整理する場合です。

経営者の保証債務の整理を図る方法としては、破産や民事再生といった方法もあり得ますが、破産の場合に残せる資産は、本来の自由財産（現金 99 万円、差押禁止動産）と拡張された自由財産に限られます。また、経営者は事業承継にあたって退任することが一般的であるところ、今後暫くは安定した継続的な収入を望めないことが多いと考えられますので、民事再生も採り難いところです。そこで、私的整理の方法を検討することとなりますが、経営者保証ガイドラインは、第7項以下で保証債務の整理について規定しているところ、破産の場合に比して多くの財産を残せる可能性があります。以下では、経営者保証ガイドラインを用いて、保証債務の整理（全部・一部免除）を図る場合について、概要を説明させていただきます。

#### (2) 保証債務の整理の対象となり得る保証人

経営者保証ガイドライン第7項(1)によれば、保証人は、以下の全ての要件を充足する場合において、当該保証人が負担する保証債務について、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に対して申し出ることができるかとされています。

イ) 対象債権者と保証人との間の保証契約が次の全ての要件を充足すること

- ① 保証契約の主たる債務者が中小企業であること。
- ② 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること。ただし、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者の配偶者（当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合、又はこれらに準じる場合も、経営者保証ガイドラインの適用対象に含める。
- ③ 主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示していること。
- ④ 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

ロ) 主たる債務者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続（以下「法的債務整理手続」という。）の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等をいう。以下「準則型私的整理手続」という。）の申立てを経営者保証ガイドラインの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が継続し、若しくは既に終結していること。

ハ) 主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

二) 保証人に破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと。

#### 【監修・執筆者（弁護士）】

中森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wnakamori@kitahama.or.jp))  
 太田慎也 ([sota@kitahama.or.jp](mailto:sota@kitahama.or.jp))  
 孝岡裕介 ([ytakaoka@kitahama.or.jp](mailto:ytakaoka@kitahama.or.jp))  
 角川博美 ([hkakugawa@kitahama.or.jp](mailto:hkakugawa@kitahama.or.jp))

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。  
 北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
 (TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業  
 〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
 TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー14F  
 TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
 〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
 TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

このように、経営者保証ガイドラインを用いて保証債務を整理するためには、主たる債務者である中小企業の債務も整理することが前提となっています。そして、以上の要件を充足する場合において、保証債務の整理を図る方法としては、①主たる債務者について準則型私的整理手続を利用する場合において、保証債務についても、当該準則型私的整理手続において一体整理を図る方法、②適切な準則型私的整理手続を利用し、保証債務のみ整理する方法、の2つがあります。この点、②における「適切な準則型私的整理手続」としては、特定調停を用いることが一般的です。

### (3) 残存資産

対象債権者は、保証債務の履行にあたり、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、以下のような点を総合的に勘案して決定することとされています。

イ) 保証人の保証履行能力や保証債務の従前の履行状況

ロ) 主たる債務が不履行に至った経緯等に対する経営者たる保証人の帰責性

ハ) 経営者たる保証人の経営資質、信頼性

ニ) 経営者たる保証人が主たる債務者の事業再生、事業清算に着手した時期等が事業の再生計画等に与える影響

ホ) 破産手続における自由財産の考え方や、民事執行法に定める標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性

この点、対象債権者は、保証債務の履行請求額の経済合理性について、主たる債務と保証債務を一体として判断することとされていますが、例えば、会社が再生型手続により債務整理を行う場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、一定の経済的合理性が認められるとされています。つまり、「清算価値保障原則」を満たすことが求められているわけです<sup>1)</sup>。

① 主たる債務及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額

② 現時点において主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計額

そして、具体的な残存資産は、以下のとおりです。

① 破産手続における自由財産

現金 99 万円、差押禁止財産のほか、破産手続において自由財産の拡張が認められる財産を含みます。

② 一定期間の生計費に相当する現預金

1 月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令が定める金額 33 万円を参考とし、「一定期間」として、以下の雇用保険の給付期間の考え方を参考にします。

保証人の年齢	給付期間
30 歳未満	90 日～180 日
30 歳以上 35 歳未満	90 日～240 日
35 歳以上 45 歳未満	90 日～270 日
45 歳以上 60 歳未満	90 日～330 日
60 歳以上 65 歳未満	90 日～240 日

### ③ 華美でない自宅

どのような場合に「華美でない」自宅として認められるのかという問題がありますが、とある事例では、評価額は合計 1,000 万円程度であり、やや大きめではあったものの、近隣においては、ごく普通の規模と認められた土地・建物について、「華美でない自宅」に該当するとして、残存資産に含めることができた例が紹介されています<sup>2)</sup>。

### ④ 主たる債務者の実質的な事業継続に最低限必要な資産

主たる債務者の債務整理が再生型手続の場合で、本社、工場等、主たる債務者が実質的に事業を継続する上で最低限必要な財産が保証人の所有資産である場合は、原則として保証人が主たる債務者である法人に対して当該資産を譲渡し、当該法人の資産とすることにより、保証債務の返済原資から除外します。なお、保証人が当該法人から譲渡の対価を得る場合には、原則として当該対価を保証債務の返済原資としたうえで、保証人の申出等を踏まえつつ、残存資産の範囲を検討することとされています。

### ⑤ その他の資産

一定期間の生計費に相当する現預金に加え、残存資産の範囲を検討する場合において、生命保険等の解約返戻金、敷金、保証金、電話加入権、自家用車その他の資産については、破産手続における自由財産の考え方や、その他の個別事情を考慮して、回収見込額の増加額を上限として残存資産の範囲を判断するとされています。

この点、経営者保証ガイドライン第 7 項(3)③によれば、対象債権者は、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討するものとしてされており、事業承継に際して先代の経営者が退任する場合は、「経営者の安定した事業継続」に該当しないようにも思料され、一定期間の生計費に相当する現預金や華美でない自宅を残存資産に含めることはできないように見えます。しかしながら、「経営者保証に関するガイドライン」Q&A Q.7-17 によれば、経営者たる保証人が経営者を退任する場合においても、経営者保証ガイドラインの対象となるとされており、事業承継に際して退任する先代の経営者において、経営者保証ガイドラインを用

いて、一定期間の生計費に相当する現預金や華美でない住宅を残存資産に含めることができる可能性があります。

このように、経営者保証ガイドラインを利用すれば、各債権者との折衝は必要となりますが、破産した場合よりも多くの財産を残せる可能性があります。但し、経営者保証ガイドライン第7項(3)③によれば、「ただし、本項(2)ロの場合であって、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときにおける残存資産の範囲の決定については、この限りではない。」とされています。つまり、一体型ではなく、保証債務のみ別途整理する場合において、既に主たる債務の整理手続が終結している場合には、自由財産の範囲を超えて保証人に資産を残すことについて、対象債権者にとっての経済合理性が認められないことから、残存資産の範囲は、自由財産の範囲となってしまう。よって、自由財産の範囲を超えた資産について保証人の残存資産に含めることを検討することを可能とするためには、保証債務の整理の申立ては、遅くとも、主たる債務の整理手続の継続中に開始することが必要となります。

## 7 最後に

以上のおり、駆け足となりましたが、2回にわたり、事業承継に際して、経営者保証ガイドラインを用いて経営者の保証債務の解除や整理等を図る場合について、説明いたしました。

保証債務の解除や整理等に関しては、経営者ガイドラインという準則は定められていますが、それなりに解釈は難しく、対象債権者との折衝等も必要となるところです。事業承継に際して保証債務の解除や整理等も検討されているようでしたら、専門家にご相談ください。

<sup>1</sup> これを参考として、債務超過企業の事業承継においては、以下のとおり、①より②の金額が多い場合には、経済的合理性が認められることとし、旧経営者の保証の解除や、新経営者に保証を求めない運用も考えられるのではないかと指摘もなされています（事業再生研究機構編『中小企業の事業承継と事業再生』131頁（商事法務・2018年））。

- ① 主たる債務者が事業承継せずに廃業した場合の回収額  
+（旧経営者保証人からの回収額）
- ② 主たる債務者が事業承継して事業継続した場合の回収可能性  
+（旧経営者保証人からの回収額）

<sup>2</sup> 須藤英章＝富永浩明「事業再生 ADR において、経営者保証ガイドラインの利用により保証人である社長の自宅を残す債務整理案が成立した事案」（金法 1993 号 6 頁）